

【意見1】

1. 世帯平均水道使用量について

本町の世帯平均水道使用量は 16 m^3 であるにもかかわらず、 20 m^3 を前提とするのは過大な見積もりです。適正な数値に基づくべきです。現在の1カ月当たりの使用料は、 $3,432 \text{ 円} \times 0.8 = 2,745 \text{ 円}$ となります。

回答

ここに記載した 20 m^3 は、使用料の基準となる水量として総務省が定めたものであり、各自治体はこの 20 m^3 当たりの使用料を公表することで全国的な統計をとっております。

また、総務省が発行している「経営戦略策定・改定マニュアル」にも、 20 m^3 当たりの使用料を掲載するよう定められております。

【意見2】

2. 出資金の扱いについて

R8年度以降、収支は黒字化する見込みであり、出資金は「漸減」ではなく、町に返還すべきと考えます。

回答

経営戦略における試算では、物価高騰による汚水処理原価上昇等の影響で、収支計画期間内に黒字化はせず、現金も増加しません。

出資金については、財源を十分確保し、自立的な経営が出来るようになった上で、それでもなお、利益水準に余裕が出てきた場合に、地方公営企業法第18条第2項の規定に基づき、状況に応じて「納付金」を一般会計に納付することを考えております。

【意見3】

3. 経費回収率の目標について

経費回収率の目標を70%に引き下げることは反対です。R5年度決算では75%以上を達成しており、これを引き下げるのは合理性に欠けます。また、公営企業移行時に町長が「独立採算制を目指す」と明言していたこととも矛盾します。ぜひ100%以上を目指してください。

回答

ご意見のとおり、公営企業は独立採算が原則であり、経費回収率100%を目標に掲げると存じますが、物価上昇による維持管理費の増大の影響は大きく、本計画の期間内で経費回収率100%を目標とした場合、住民負担の極端な増加や過度の経費削減など、計画に無理が生じかねません。

長期的な目標としては経費回収率100%を目指す方向ではありますが、今回の経営戦略では、上記の理由などから経費回収率は70%以上維持することを目標として考えております。

【意見4】

4. パブリックコメントの募集方法について

本経営戦略に関するパブリックコメントを町民・利用者に求めるには、事前の説明が必要です。しかし、

- ・ 募集方法がホームページのみである
- ・ トップ画面に表示せず、分かりづらい場所に掲載されている
- ・ 募集期間が21日から27日と非常に短い

以上の点から、「募集はしたが意見はなかった」とするための形式的な対応に見えます。このような手法で策定した経営戦略を、町民の総意として扱うことは避けてください。

回答

この度は十分な時間を確保できず、多くの方々からご意見をお寄せいただく機会を逃してしまったことにつきまして、心よりお詫び申し上げます。

今回策定する戦略に対し、意見を広く募ることが重要であると考え実施したところですが、その結果として形式的な対応とのお指摘を受けることとなり、大変申し訳ありません。

今後は周知期間や方法についてより一層の配慮を行い、皆様からの貴重なご意見をしっかりと受け止められる態勢を整えてまいります。

【意見5】

5. 使用料単価について

「近隣自治体と同水準」との記述がありますが、独立採算制を掲げるのであれば、今後の必要な工事費、経費削減、利用世帯数、利用料などを踏まえて算出すべきであり、単に他市町との比較で決定すべきではありません。

他市町と比較するのであれば、名寄市と東神楽町の使用料単価の差の要因を分析し、本町に適用できる施策を検討してください。

回答

使用料単価は現状が「近隣自治体と同水準」であるだけで、使用料単価の基となる下水道使用料については、汚水処理原価や将来の投資計画などを基に算出し、上下水道事業審議会にて審議していただく予定です。

近隣自治体の数値は比較ではなく、参考値として掲載しております。

また、令和4年10月に料金改定を行っているため、令和5年度は166円となっております。

なお、「近隣自治体と同水準」の下の行から「汚水処理単価との比較、経費回収率の状況を踏まえて、あるべき水準を検討することが必要です」と記載していますので、審議会にて検討していただくことを考えています。

【意見6】

6. 経営戦略における具体的な改善点

(1) 基準繰入金と基準外繰入金の明示

14 ページの記載において、基準繰入金と基準外繰入金を明確に区分し、金額を明示してください。

回答

基準内繰入金と基準外繰入金の内訳は次のとおりです。

年度	基準内繰入金	基準外繰入金	計
R1	75,323 千円	9,863 千円	85,186 千円
R2	70,441 千円	27,149 千円	97,590 千円
R3	49,611 千円	39,698 千円	89,309 千円
R4	62,243 千円	49,257 千円	111,500 千円
R5	48,943 千円	62,557 千円	111,500 千円

また、経営戦略内の図表 3 も、内訳がわかるように明記いたします。

(2) 民間委託の見直し

汚水中継ポンプ場の管理を民間委託していますが、同等の能力を持つ職員が直営で行うことで消費税 10% 分のコスト削減が可能です。直営化を含めた改善を検討してください。

回答

下水道事業を安定して続けていくためには、行政と民間企業が協力することが重要と考えております。

社会全体で人手不足が進む中、従来の委託業務の見直しを行うなど、より効果的・効率的な事業運営を行い、人々の生活に欠かせない下水道サービスが安定的に提供できるようにしてまいります。

また、国土交通省では全国の下水道事業者に対し、官民が連携する「ウォーターPPP」の導入を進めるよう働きかけています。

ウォーターPPP とは、職員不足、施設の老朽化といった地方公共団体の抱える課題を解決し、事業の持続性を向上させるためのひとつの有効な手段とされています。

(3) 公営企業移行に関する説明の充実

使用料単価や汚水処理原価の説明において、公営企業移行に関する記述がありますが、各自治体の公営企業会計移行状況および移行年度を明示してください。

回答

上川中部 8 町においては現在、全て公営企業会計へ移行しております。
移行年度は次のとおりです。

R01 東神楽町

R04 鷹栖町

R05 上川町 東川町 美瑛町

R06 当麻町 比布町 愛別町

(4) 建設改良費の妥当性

「鷹栖汚水中継ポンプ場：1000 百万円/年」は過大です。このような大規模な投資を行う場合は、町民に実態を説明し、了承を得た上で進めるべきです。

回答

1000 百万円/年は間違っておりました。正しくは 100 百万円/年になります。

(5) 設備更新とダウンサイジング

処理場の能力や耐用年数を迎える管の更新について、設備規模が過剰にならないよう、ダウンサイジングを検討してください。また、管の更新についてはパイプインパイプ工法の導入も視野に入れてください。

回答

下水道事業では、約 5 年毎に下水道事業計画の見直しを行います。

事業計画の中で、今後の汚水処理人口や汚水処理量などの計画見直しを行い、必要な設備規模（機器能力）を決定していますので、設備規模が過大にならないよう今後行ってまいります。

管路更新の施工方法については、現場条件によりそれぞれ検討することになりますが、開削工法やパイプインパイプ工法を含む管更生など、最適な工法を選定し進めていく考えでおります。

意見 7

7. 経常収支比率の改善について

経常収支比率 100%超の維持を目標としていますが、現状は法定外繰入を出資金として補填しているに過ぎず、健全な財政とは言えません。この状態を継続することは望ましくなく、早急な改善策が必要です。

また、「維持できない場合は対策を検討する」との記載がありますが、すでに法定外繰入がなければ維持できない状態であり、本計画内に具体的な対策を盛り込むべきです。

回答

本町の下水道事業は令和 4 年度に公営企業会計として開始しましたが、この時点では資金が皆無であり、ここから下水道事業の運営や設備投資に必要な資金を確保するため、令和 4 年度から 8 年度までの 5 年間は、出資金や基準内基準外を合わせた一般会計繰入金金を、総額で 111,500 千円/年とすることを、議会や住民説明会において説明してきております。

現在の経常収支比率については、ご指摘のとおり一般会計からの繰入金も含めた上での 100%超となっておりますが、令和 9 年度以降は物価高騰の影響なども勘案しながら料金改定を行い、段階的に経費回収率を上げていくことで、経常収支比率は維持したまま、出資金を含めた一般会計繰入金を段階的に下げていく考えです。

意見 8 老朽化比率の算出について

8. 老朽化比率の算出について

老朽化比率が一次曲線のように推移する前提で示されていますが、減価償却費を計上している以上、正確な数値を算出できるはずですが、仮定の数値ではなく、本町の実態に即した計画を策定してください。

回答

設備更新を行わなかった場合の老朽化比率については、令和 36 年度時点で 82.54%となります。

経営戦略本文には「9割」とありますが、こちらについては上記の数値に訂正させていただきます。